

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年6月26日

【発行者の名称】

株式会社アイダ設計
(Aida Sekkei Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 會田 貞光

【本店の所在の場所】

埼玉県上尾市今泉三丁目10番地11

【電話番号】

050-3100-2611 (代表)

【事務連絡者氏名】

代表取締役専務取締役管理本部長 會田 大輔

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

03-3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社アイダ設計
<https://www.aidagroup.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商

品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第44期	第45期	第46期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	57,890	62,288	57,858
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	303	△1,186	148
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	1,439	△606	59
包括利益 (百万円)	1,498	△612	107
純資産額 (百万円)	12,561	11,929	11,655
総資産額 (百万円)	66,909	54,908	46,789
1株当たり純資産額 (円)	341.70	324.53	326.94
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	39.17	△16.51	1.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.8	21.7	24.9
自己資本利益率 (%)	12.2	—	0.5
株価収益率 (倍)	8.8	—	209.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△11,748	13,868	8,954
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9,166	1,855	△138
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,983	△11,051	△8,439
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,740	8,409	8,792
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,172 (32)	1,095 (27)	1,047 (35)

(注) 1. 第44期及び第46期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 第45期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載していません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 発行会社の経営指標等

回次	第44期	第45期	第46期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	0.5 (-)	- (-)	0.8 (-)
配当性向 (%)	1.3	-	48.7

(注) 第45期の配当性向については、無配のため、記載しておりません。

2【沿革】

当社の前身は、1973年1月に埼玉県大宮市（現：さいたま市大宮区）において會田貞光が設立した、一般住宅設計及び建築確認申請等を業とする「会田建築設計事務所」であります。その後、事業拡大を目的として、1981年1月に株式会社アイダ建築設計を設立いたしました。

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
1981年1月	(株)アイダ建築設計を設立。本社を埼玉県上尾市内に移転。
1983年1月	宅地建物取引業（現：分譲事業）と建築施工業（現：注文事業）を開始。
1989年10月	(株)アイダ建築設計を(株)アイダ設計に社名変更。 埼玉県上尾市川に本社ビル完成。本社移転。
2001年1月	I S O 9 0 0 1（品質）・1 4 0 0 1（環境）を取得。
2001年5月	(株)アイダ設計本社を埼玉県大宮市（現：さいたま市大宮区桜木町）に移転。
2003年11月	(株)アイダ設計が(株)アイダ木材を吸収合併。
2004年6月	(株)アイダ設計が(株)ダイアプリントを吸収合併。
2005年7月	千葉県野田市に印刷部千葉工場を開設。（2024年3月閉鎖）
2006年2月	(株)アイダ設計の設計業務におけるC A D設計図の作成、設計図書の作成を主とする子会社、 愛誼達建築設計（上海）有限公司を中華人民共和国上海市に設立。
2014年12月	(株)アイダ設計の設計業務におけるC A D設計図の作成、設計図書の作成を主とする子会社、 AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC. をフィリピン共和国マニラ首都圏マカティ市に設立。
2018年12月	I S O 1 4 0 0 1（環境）の認証範囲を変更（I S O 9 0 0 1（品質）と同範囲）。
2019年10月	茨城県坂東市にプレカット事業部茨城工場を開設。
2021年6月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場。
2023年8月	埼玉県上尾市川（現：上尾市今泉）に本社機能を移転。
2024年10月	(株)アイダ設計本社を埼玉県上尾市今泉に移転。
2024年11月	I S O 9 0 0 1（品質）・1 4 0 0 1（環境）の認証範囲をプレカット事業部茨城工場に変更。

また、当社の設立以降、新規進出年月及び市場、並びに現在の店舗数は、次のとおりであります。

2026年3月31日現在

新規進出年月	新規進出市場	現在の店舗数
1981年1月	埼玉県	14 店舗
1990年8月	群馬県	4 店舗
1993年8月	千葉県	11 店舗
1998年10月	東京都	4 店舗
2002年10月	栃木県	4 店舗
2002年12月	茨城県	3 店舗
2003年3月	神奈川県	9 店舗
2005年4月	新潟県	5 店舗
2005年5月	愛知県	5 店舗
	福島県	3 店舗
2005年12月	静岡県	5 店舗
2012年4月	宮城県	2 店舗
2014年6月	山梨県	2 店舗
2014年11月	沖縄県	4 店舗
2015年3月	長野県	3 店舗
2015年5月	岐阜県	2 店舗
2017年4月	福岡県	2 店舗
	熊本県	2 店舗
2017年5月	佐賀県	1 店舗
2017年9月	鹿児島県	2 店舗
2017年11月	三重県	1 店舗
2018年4月	京都府	2 店舗
2019年11月	大阪府	2 店舗
2021年8月	広島県	2 店舗
2025年10月	岡山県	1 店舗
2025年11月	滋賀県	1 店舗
合計		96 店舗

3【事業の内容】

当社グループは、分譲住宅及び注文住宅の設計・施工・販売を事業として展開しております。

1981年の創業以来、当社グループは長年にわたり家づくりに携わってまいりました。「よりよい住宅をより安く」という企業理念のもと、土地の仕入れから測量・設計・施工・アフターサービスに至るまでを、自社の各専門部署が一貫して管理する体制を構築しています。これにより、業務の効率化を図るとともに、安定した品質の確保を実現しています。

また、スケールメリットを活かした資材や設備の一括発注により、コストダウンにも継続的に取り組んでまいりました。さらに、木材などの原材料を事前に加工するプレカット工程についても、自社所有の工場で行うことで、外注費や中間マージンを抑え、工期の短縮に繋げています。

今後も、これまでに培ってきた技術と豊富な経験を活かし、価格・品質の両面でご満足いただける住宅を提供し続けることで、当社グループの使命を果たしてまいります。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(分譲事業)

当社グループは、分譲事業として分譲住宅の設計・施工・販売と土地の販売を行っております。

(1) 土地の仕入れ、開発・造成

分譲事業において重要となる土地の仕入れは、全国各地を対象に行っています。過去の販売実績や他社の販売動向、マーケティングデータを総合的に分析し、全体の仕入れ件数やエリアバランスを考慮しながら計画的に進めています。

また、開発許可の取得や各種申請業務、土地の造成工事までを自社で対応できる体制を整えているため、外注にかかるコストを抑え、効率的な事業運営を実現しています。

(2) 土地や地域に合わせた設計・商品

当社グループでは、分譲地ごとに土地の特性や地域性を考慮し、建物の間取りや仕様、商品内容を一つひとつ設計しています。例えば沖縄地域では、シロアリ対策を施すとともに、土台と構造部材を強固な金具で緊結し、台風にも耐えられる構造を採用しています。また、断熱地域区分で3地域に該当する寒冷地では、断熱材の性能を高め、樹脂サッシを使用することで、より高い断熱性能を確保しています。さらに、積雪地域では、バルコニーの上部に屋根を設けたり、屋根の勾配や屋根材を落雪に配慮したものとするなど、地域の気候条件に適した設計を行っています。

加えて、分譲地の形状や周辺環境を踏まえ、車庫や玄関の位置、居室の配置を計画しています。居室には、風や光を十分に取り込めるよう、窓の位置や種類、大きさを細かく検討し、快適な住空間となるよう設計しています。

また、平屋住宅のニーズが高い地域では、分譲地においても平屋の建物を積極的に採用するなど、多様なお客様のご要望に応えられる住まいづくりを行っています。

(3) 営業効率化とDX推進への取り組み

IoT機器(スマートロック等)を活用し、Web予約からスマホ開錠までを完結させる「いつでも無人見学会」の導入を順次拡大しております。非対面・非接触での内見ニーズに応えるとともに、営業担当者の稼働を最適化し、朝9時から夜21時まで年中無休365日の集客機会を確保することで機会損失を最小化します。



(4) 新たな企画商品

① 土地+自由設計注文住宅

分譲事業で培った強力な土地仕入れ力と、注文住宅の自由度を融合させた独自モデルを推進しております。土地・建物の総額を早期に提示することで、家づくりの心理的・経済的障壁を下げ、分譲の「即決性」と注文の「こだわり」を求める層を確実に捕捉します。

土地はないけど、注文住宅を建てたい。



**土地 + 自由設計
注文住宅**

アイダ設計は、そんなあなたにお応えします。

② IRODORI LIGHT

コストを抑えながらもデザイン性と機能性（断熱等性能等級5、一次エネルギー消費量等級6を標準採用）にこだわった、戸建てをもっと身近に感じられる住まいとなっております。「マイホームが欲しいという憧れを一人でも多くの人に叶えてほしい」そんな想いから誕生いたしました。

また、脱炭素社会の実現に向けた太陽光発電システムや蓄電池で「創エネ」の暮らしを初期費用0円で叶える「IRODORI LIGHT ZEH」も選択可能となっております。発電した電気を使用することで月々の電気代の削減に繋がります。



(注文事業)

当社グループは、注文事業として注文住宅の設計・施工・販売を行っております。

(1) 理想を叶えるサポート体制

各店舗の営業担当が間取りやパース、概算金額などを即座に提示できるシステムを導入し、お客様へ分かりやすくスピーディーな提案を実現しております。各主要店舗に注文住宅専門の設計担当が常駐し、図面作成や販売のサポートを行っております。また、土地をお持ちでない注文住宅をご希望のお客様には、分譲事業で入手した土地情報の紹介や、希望に合った土地探しのサポートも行っております。

(2) 充実の仕様・企画商品ラインナップ

ライフスタイルに合わせた多彩な選択肢を用意することで、予算を理由とした離脱を防ぎ、同時に専門性の高い提案を行うことで選ばれる理由を作ります。これにより、安定した受注数と高い利益水準を維持するポートフォリオを構築しています。

① 既存ラインナップの深化

以下の主要商品は、その高いコストパフォーマンスと設計自由度により当社の収益基盤を支えております。

- **BRAVO STANDARD2**： 高品質な設備と性能を標準化した当社のフラッグシップモデル。
- **断熱と耐震の家 BRAVO2**： 優れた断熱・耐震性能に太陽光発電システムを標準搭載。
- **999万円の家**： 24坪3LDKプランを基軸とした、圧倒的なコストパフォーマンスを誇る自由設計住宅。
- **BRAVO minimal2**： 無駄を削ぎ落とし機能性を追求したシンプルデザイン。



BRAVO STANDARD2



断熱と耐震の家 BRAVO2



999万円の家



BRAVO minimal2

② ESG 戦略に基づく新商品：BRAVO ZEH シリーズ

脱炭素社会への対応を企業価値向上の機会と捉え、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準を満たす新シリーズを戦略的に投入しております。

- **JACK、QUEEN、KING**：3つのラインナップを揃え、断熱性能と省エネ性能を向上させた「BRAVO ZEH」を展開。これは持続可能な社会への貢献（ESG/SDGs）と、環境意識の高い顧客層の獲得を両立させる施策です。



BRAVO ZEH

(3) マーケティング戦略

「999 万円の家」をフックに、潜在的な建て替え需要を顕在化させるための攻めのマーケティングを展開します。

① 戦略的ターゲット：50～60代「持ち家再生層」

自社調査（築20年以上の戸建て居住者対象）により、50～60代の45.3%が「1,000万円台で新築可能なら建て替えを前向きに検討する」という結果が得られました。リフォーム費用が不透明な中で、当社の「999万円の家」は、リフォーム検討層を建て替えへと転換させる強力なトリガーとなります。

② メディアミックスによる認知拡大

新CMコンセプト「リフォームより建て替え」を軸に、ターゲット層へのリーチを最大化しております。

(4) 非住宅建築への取り組み

環境保全が叫ばれる現在、木造建築は建築時の炭素排出量が少なく、炭素を固定し貯蔵する特性などから、脱炭素社会実現に向けて環境に優しい工法として注目されており、福祉施設・教育施設・医療施設・店舗など、非住宅木造建築が全国で推進されております。

当社では建設業許可で、規模・用途に制限なく取り組める特定建設業を取得し、最新の加工機を導入したプレカット工場を設け、非住宅建築にも対応できる環境・販売体制を作り上げております。



Ci メディカル 歯科医院モデルハウス
(岐阜市羽島 2022年10月竣工)

(その他)

当社グループは、大規模な木材プレカット工場を所有しております。月間約10,000坪の加工能力を誇るプレカット事業部茨城工場では、最新鋭の加工機の導入により、木造住宅をはじめ、非住宅建築物や福祉施設等の大型木造建築物の部材加工も可能です。現在は、分譲事業及び注文事業で使用する木材の加工や、同業他社からの木材加工も請け負っております。

同工場では100mの見学者通路から、実際の建築現場で使われる木材の製造工程を見学することが可能です。プレカット専用工場にもかかわらず、多くの人に開かれた見せる工場としてのデザイン性が高く評価され、「グッドデザイン賞」や、「ウッドデザイン賞」、「iF DESIGN AWARD」、「A' Design Award」等、国内外の50の賞を受賞しております。



プレカット事業部 茨城工場 外観



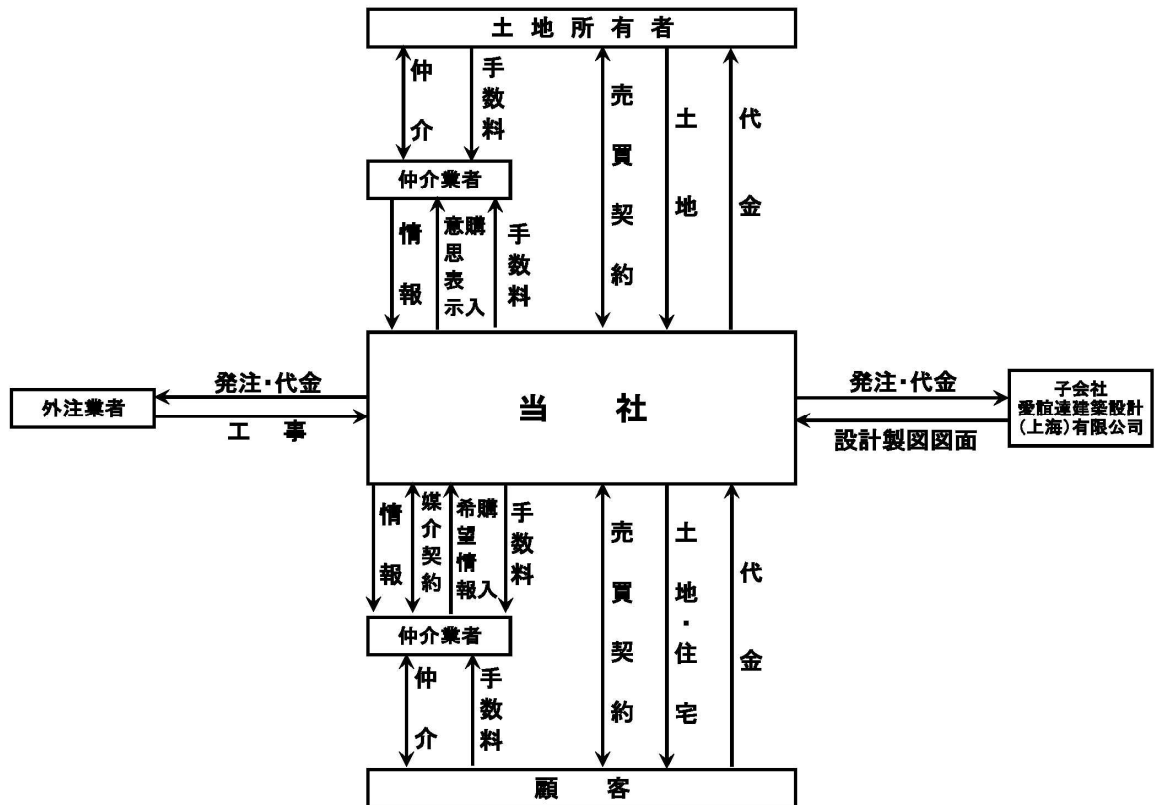
プレカット事業部 茨城工場 工場内

また、当社グループでは、お客様の住まいと暮らしをトータルでサポートするため、以下の体制を整えております。

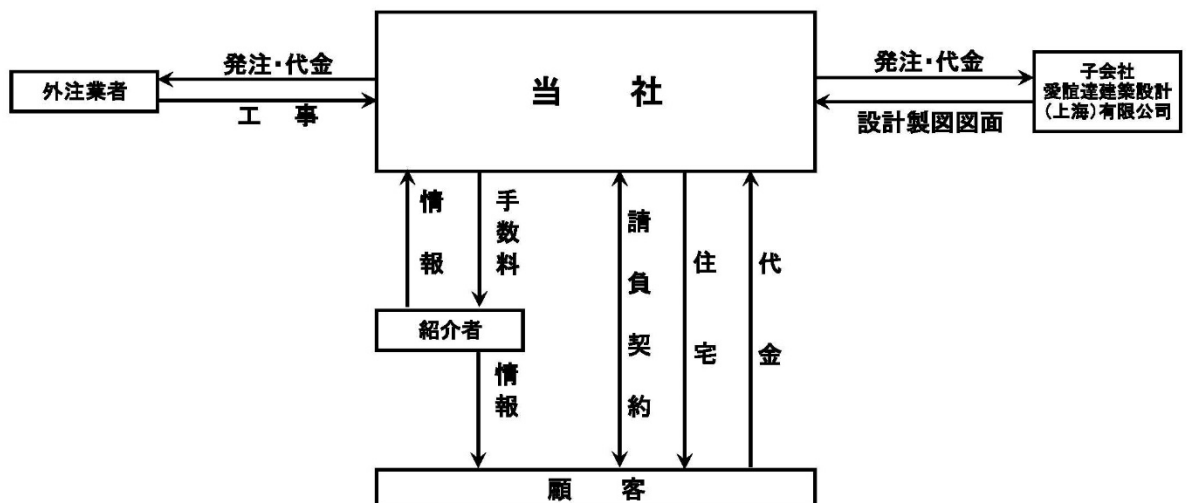
- ① アフターサポート： オーナー様のリフォーム相談や、迅速なメンテナンス対応
- ② 資金計画の支援： 住宅ローンの複雑な手続き補佐や、専門家によるアドバイス
- ③ 住まいの保険： 火災保険や地震保険など、最適なプランのご提案

以上の説明を事業系統図によって示すと、次のようになります。

(分譲事業)

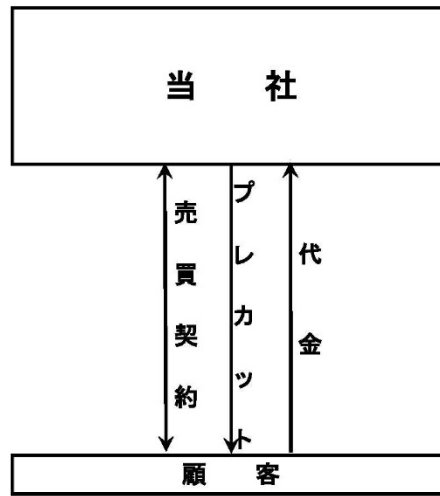


(注文事業)



(その他)

※プレカット事業



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の所有割合 (または被所有割合) (%)	関係内容
(連結子会社) 愛誼達建築設計(上海) 有限公司 (注) 2	中華人民共和国 上海市	千USD 700	分譲事業 注文事業 その他	100.0	当社の建築CAD 作成、構造CAD 作成、建築確認申 請書類作成及び室 内装飾設計を行っ ております。 役員の兼任 3名

(注) 1. 主要な事業の内容の欄には、事業セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC. に関しては、実質的に会社清算が完了したため連結の範囲から除外して
おります。

4. 外貨については、次の略号で表示しております。

USD : 米ドル

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
分譲事業	
注文事業	977 (27)
その他	
全社 (共通)	70 (8)
合計	1,047 (35)

(注) 1. 当社グループでは同一の従業員が複数の事業に従事しております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員(1日8時間換算)を()内に外数で記載して
おります。

3. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
989 (35)	44.4	9.6	5,622

セグメントの名称	従業員数 (人)
分譲事業	921 (27)
注文事業	
その他	
全社 (共通)	68 (8)
合計	989 (35)

- (注) 1. 当社では同一の従業員が複数の事業に従事しております。
2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員 (1日8時間換算) を () 内に外数で記載しております。
4. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第46期連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、高水準の賃上げに伴う所得環境の改善や、人手不足対応を目的とした設備投資の拡大により、内需主導の緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、円安に伴う輸入物価の上昇や緊迫する中東情勢によるエネルギーコストの高止まりなど、物価上昇が個人消費を抑制するリスクは依然として高く、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する住宅業界においては、2025年4月に施行された改正建築基準法及び改正建築物省エネ法が事業環境に大きな影響を及ぼしました。施行前の駆け込み需要の反動により、4月から5月の新設住宅着工戸数は大幅に減少いたしました。加えて、資材価格や人件費の高騰に伴う分譲・請負価格の上昇が、顧客の購買能力を上回る水準で推移しており、若年層を中心とした「新築離れ」が鮮明となっております。合理性を重視する消費者の増加を背景に、需要が中古住宅やリノベーション市場へ流出する構造的な変化が見られ、都市部マンションを除く住宅市場全体で停滞が続いております。2025年度の新設住宅着工戸数は、こうした価格高騰による買い控えと住宅ローン金利の上昇懸念が追い打ちをかけ、極めて低い水準となりました。依然として、コスト増と需要の構造的変化が併存する、厳しい経営環境が続いております。

このような環境下、当社グループは2026年3月31日現在、96店舗体制で営業販売活動を展開しております。土地仕入れから設計、施工、アフターサービスまで自社一貫体制を敷く強みを活かし、徹底したコストダウンを追求するとともに、高品質かつ適正価格な住宅供給に注力いたしました。

分譲事業に関しましては、価格を抑えて販売を優先し、在庫を削減して財務体質の改善を進めるとともに、土地の仕入れにあたってはこれまで以上に審査を厳しくし、特に優良な在庫の確保に努めております。また、注文事業に関しましては、好調な販売により受注残高が増加しておりますが、これらの受注案件を早期に引き渡していくため、工期短縮に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は57,858百万円（前年同期比7.1%減）、営業利益は433百万円（前年同期は営業損失704百万円）、経常利益は148百万円（前年同期は経常損失1,186百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は59百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失606百万円）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(分譲事業)

分譲事業においては、コストを抑えつつも、デザイン性と機能性にこだわった「IRODORI LIGHT」の展開を推進しています。建築資材の高騰や人手不足により建設業界が厳しい状況にある中でも、価格と品質の両立を実現しています。また、注文事業との両立を実現している当社グループの取り組みとして、土地から購入して注文住宅を建てたいお客様に向けた、「土地+自由設計注文住宅」の企画販売をしております。当社が仕入れた豊富な分譲地に、自由な間取りや設備で注文住宅を建築していただくことで、土地と建物の総額が分かりやすく、土地の購入から建物のお引渡しまでをスムーズに進められるメリットがあります。前年に続いて、販売を優先した価格設定により在庫の削減を進めながら、新規の土地仕入れにあたってはこれまで以上に厳格な審査により、確実に利益が確保できる案件を厳選しています。これにより、優良在庫への入れ替えを進め、将来に備えた経営基盤の強化を図っています。

この結果、当連結会計年度における分譲事業の売上高は、28,197百万円（前年同期比30.3%減）、セグメント利益は、265百万円（前年同期比66.7%減）となりました。

(注文事業)

注文事業においては、「999万円(税込)の家」や「BRAVO minimal」などのコンセプト住宅を中心とした商品展開を行い、多くの反響を得ることができました。低価格帯商品の販売が堅調に推移し、受注残高は増加し続けております。その一方で、改正建築基準法の施行により建築確認申請の審査時間が長期化する中で、受注した案件を早期に施工し引き渡すために、着工時期を早めて工期を短縮する取り組みをしております。

この結果、当連結会計年度における注文事業の売上高は、26,106百万円（前年同期比36.3%増）、セグメント利益は、2,050百万円（前年同期比256.2%増）となりました。

（その他）

その他、プレカット工場の加工能力を活かし、工務店や同業のハウスメーカーからの資材加工請負及び販売に注力するほか、リフォーム部門の増強により、すでに当社物件にお住まいのオーナー様や、注文住宅を受注できなかったお客様からのリフォーム工事請負の獲得など、事業の可能性を拡大してまいりました。

この結果、当連結会計年度におけるその他の売上高は、3,554百万円（前年同期比32.6%増）、セグメント利益は、289百万円（前年同期比8.6%減）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の期末残高は、前連結会計年度末と比べて382百万円増加し、8,792百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、8,954百万円（前年同期は13,868百万円の増加）となりました。これは主に、棚卸資産の減少額9,507百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、138百万円（前年同期は1,855百万円の増加）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出998百万円、差入保証金の回収による収入962百万円、定期預金の純増額146百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、8,439百万円（前年同期は11,051百万円の減少）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が10,665百万円あったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第46期連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第46期連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		
	件数	生産高 (百万円)	前年同期比 (%)
分譲事業	617	16,788	45.6
注文事業	1,160	26,106	157.3
合計	1,777	42,894	80.3

- (注) 1. その他については、生産活動を行うものでないため記載しておりません。
2. 金額は、販売価格により表示しております。
3. 件数欄においては棟数を表示しております。

(2) 受注実績

第46期連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第46期連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)					
	件数	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	件数	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
分譲事業	1,123	28,236	73.0	144	3,745	101.0
注文事業	1,606	31,379	131.3	1,875	28,024	123.2
合計	2,729	59,615	95.3	2,019	31,770	120.1

- (注) 1. その他については、事業の性質上記載を省略しております。
2. 金額は、販売価格により表示しております。
3. 件数欄においては棟数を表示しております。

(3) 販売実績

第46期連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	第46期連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		
	件数	販売高 (百万円)	前年同期比 (%)
分譲事業	1,126	28,197	69.7
注文事業	1,160	26,106	136.3
その他	—	3,554	132.6
合計	2,286	57,858	92.9

- (注) 1. 件数欄においては棟数を表示しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 人材の確保及び育成

当社グループでは、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の継続的な成長のための優秀な人材の確保・育成を重要な課題と認識しております。

新卒社員に関しては、集中したOFF-JTにおいて、初歩的なビジネスマナー習得から企業の社会的責任の教育に至るまで研修を行い、企業人としての自覚と責任感を持った社員となるよう、育成を図ってまいります。即戦力の中途社員に関しても、OJTで当社の体制の教育を行い、業務の流れとともに当社社員としての意識啓発を推進してまいります。

(2) 仕入れの安定化と原価削減

分譲事業の要となる用地の仕入れに関しては、土地情報の入手先を拡大し、さまざまな土地情報の集積を行っております。選定にあたっては基準を厳格化し、価格と質の両方を妥協せず、より厳選して用地の仕入れを行ってまいります。

また、住宅の建築における建材の仕入れや施工の外注に関しても、スケールメリットを活かした一括発注、部材の変更などの措置を講じ、徹底的かつ継続的なコストダウンを図ってまいります。

(3) アフターサービス体制

自社でアフターサービスやリフォームの部署を抱え、10年点検等の定期点検や35年保証を実施し、アフターサービス体制の充実を図っております。アフターサービスを自社で対応していることから、責任を持った対応を行うことが可能となっております。

また、工事・設計工程へのフィードバックが自社内で容易に行えるため、お客様の要望・依頼等を迅速に反映し、より丈夫で長持ちする住宅への品質改善を図ってまいります。

(4) 販売政策

当社グループは自社販売体制と業者販売体制の両立を行い、効率的な販売体制の構築に努めております。

注文事業の住宅販売はお客様の要望等が多いため、自社販売体制で行っております。より親身に、より確かに、お客様の理想の住まいを実現させるため、自社の営業担当だけでなく、設計や施工に携わる社員も一体となり、お客様の住まいづくりをサポートしてまいります。

分譲事業は、委託する仲介業者を厳選し、販売費の拡大を抑制しつつ、販売網の拡大を行えるようバランスの取れた体制を整えてまいります。また、コンセプトや付帯設備の追加によって付加価値を向上させ、商品力の強化を図ります。

(5) 関連事業による本業の拡充

当社グループは自社一貫体制として、プレカットを受け持つ部門やローン代理、保険代理店業務等の部門も有しており、メイン事業以外の部門においても、一定の収益を確保しております。

これらは、住宅建設用資材のプレカット、住宅ローンの代理手続や、住宅用火災保険の取扱い等、さまざまな面からメイン事業のサポートを行い、事業の一層の拡大を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載してまいります。

当社グループは、これらのリスクを認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 法的規制について

当社グループは、土地の仕入れにはじまり、造成・設計・施工・販売・アフターサービスまで、自社一貫体制により幅広く事業を手掛けており、今後において、事業推進に係る次の法令が改正された場合、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。(関係法令：国土利用計画法、宅地建物取引業法、建築基準法、都市計画法、建設業法、建築士法、借地借家法、農地法、宅地造成及び特定盛土等規制法、消防法、住宅の品質確保の促進等に関する法律等)

なお、当社グループにおいては法令遵守を掲げ、リスク管理委員会においてコンプライアンスリスクを想定し、各部署長をリスク管理責任者とする事で、部署単位での管理を徹底しております。さらに内部通報制度を設けて、従業員からリスク情報の報告を受け付けることで、問題の早期発見にも努めております。

また、ウエストロー・ジャパン株式会社が提供する法令、判例、審決等、あらゆる日本法の法律情報を検索できる総合オンラインサービスによる調査や、アラートシステムの利用により法令改正の情報収集をし、社内周知を行っております。

以下、当社が取得しているそれぞれの免許等の詳細です。

免許等	免許等の内容	有効期限	取消等の事由
宅地建物取引業者免許	国土交通大臣 (8) 第4179号	自 2021年8月22日 至 2026年8月21日	宅地建物取引業法第65条、第66条及び第67条
特定建設業許可 (建築工事業)	国土交通大臣許可 (特-3) 第14192号	自 2022年1月10日 至 2027年1月9日	建設業法第28条、第29条及び同条の2
一般建設業許可 (土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業)	国土交通大臣許可 (般-3) 第14192号	自 2022年1月10日 至 2027年1月9日	建設業法第28条、第29条及び同条の2
一般建設業許可 (大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業)	国土交通大臣許可 (般-6) 第14192号	自 2025年1月31日 至 2030年1月30日	建設業法第28条、第29条及び同条の2
一級建築士事務所登録	埼玉県知事登録 (5) 第8520号	自 2023年8月22日 至 2028年8月21日	建築士法第26条

当社を含めた当社グループの申請が基準に適合しない場合や、事業活動において法律に抵触するような行為が生じた場合には、営業の停止または許可の取消という行政処分が下されるおそれがあり、万が一、当該基準に抵触するような行為があれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。本発行者情報の公表日現在、免許の取消事由は発生しておりません。

(2) 外注先について

当社グループは住宅を建築するにあたり、施工の大部分において請負業者を起用しており、外注先である請負業者への依存度は非常に高いと言えます。そのため、請負業者の不足は着工数の減少、建築工程の遅れ、お客様への引渡しの遅れを引き起こし、ひいては業績の悪化につながる可能性があります。

よって当社グループでは、請負業者を継続的に募集し、外注先の不足に備えております。

(3) 資金調達について

当社グループでは、用地の仕入れや社有資産の取得において、金融機関より融資を受け、それを取得資金としております。そのため、当社の財務状況の悪化や金利の上昇によって、継続しての資金調達が難しくなった場合には、事業の継続に困難が生じる可能性があります。

当社グループにおいては、財務改善によって財務状況の悪化を未然に防ぐとともに、金融機関を定期的に訪問することにより、情報の収集等を図っております。金利の動向については、継続して注視しております。

(4) 個人情報等の管理について

当社グループは、住宅購入の際のローン代理手続き等も行っており、個人情報の取得が容易な業態であると言えます。なおかつ、引渡し後においても保証期間中は顧客情報を管理しているため、保有する個人情報は膨大な量になることから、個人情報の取扱いは非常に重要な事項となります。

当社グループでは、モラル向上のための社員教育やシステムセキュリティの強化を図り、個人情報の取扱いには全社的に細心の注意を払っておりますが、予期せぬ情報漏洩が発生した場合、信用問題からブランドイメージの低下等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 少子高齢化に伴う市場縮小のリスクについて

当社グループの事業である住宅産業の市場は、少子高齢化に伴う人口・世帯数の減少により縮小すると、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、市場縮小による影響を軽減し、安定的かつ持続的な成長を可能とするためには、ブランド力の向上やアフターサービスの充実が重要と考えております。当社グループでは、顧客満足度調査のアンケートを実施しており、結果を踏まえた業務改善や引渡し後のメンテナンス・サポートの充実を図っております。顧客満足度の向上により、将来的なリフォーム工事や建て替え工事の受注の機会を得られるよう努めております。

(6) 感染症等について

感染症の大規模な感染拡大がもたらす影響は、建築資材や住宅設備等の仕入れを困難にし、また、従業員への健康被害が拡大した場合には、会社運営に大きな支障をきたします。

そのような事態を想定し、当社グループにおいては、BCP対策本部を設置し、事業継続計画の策定を行っております。有事の際に適切なタイミングで適切な対応ができるよう、その都度対応策を検討し、従業員の安全確保を図っております。また、仕入先と良好な関係を築き、いち早く情報収集を行うことで、緊急事態に即座に対応できるよう努めてまいります。

(7) 減損会計の影響について

当社グループの保有店舗をはじめとする固定資産について、市況の著しい悪化等によって、その収益性が大幅に低下し、それらの価値が下落した場合には、減損処理を行う必要があります。当該減損処理を行った場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) インターネット等による風評被害について

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の書き込みなどによる風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、ブランドイメージの低下を招き、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、上記リスクを最低限に抑えるため、風評被害のおそれのある情報を監視するとともに、リスクが認識された場合には、法令・規則に則り迅速に対応する体制を整えております。

(9) 季節変動について

当社グループの事業である分譲・注文住宅市場は、新年度を控えたシーズンである2月から3月に引渡しに集中しております。そのため、ピーク時において天災その他予期せぬ事態による大幅な工事の遅延等が発生した場合には、引渡し時期に遅れが生じることで当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) カントリーリスクについて

当社グループは、現在中国に子会社である愛誼達建築設計（上海）有限公司を設置し、設計図書の作成を委託しております。そのため、海外情勢の変化により、設計図面の作成が滞ることで、工事に影響を与える可能性があります。加えて、予期しえない法律改正・規制強化・税制改正や、テロや戦争等による社会的混乱、外交関係の悪化等のリスクが内在しております。

当社グループは、愛誼達建築設計（上海）有限公司との連絡を密にとり情報収集に努めておりますが、今後の中国の経済、政治、法律等に何らかの変化があった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 気候変動による自然災害等について

大規模な自然災害がもたらす被害は、当社が提供する住宅への被害だけに留まらず、企業体の存続に直接的に関わります。

そのような事態を想定し、当社グループにおいては、BCP対策本部を設置し、事業継続計画の策定を行っております。また、災害時の避難場所や緊急連絡先の周知、事務所責任者の明確化等、従業員の安全確保を図っております。

さらに、当社グループの顧客情報、基幹システムのアプリケーション等を保管している各種サーバーは、災害対策措置の取られているデータセンターに設置しており、災害時にも当社グループの事業継続に必要なデータは保全されます。

(12) 住宅市場の動向について

当社グループの事業である分譲・注文住宅の市場は、経済に影響される景気や金利の動向、地価の変動や政策効果を受けたお客様の住宅需要によって、多分に変動する要素を含んでおります。

過去においては、米・欧州経済の悪化や東日本大震災の被害、消費税増税の影響を受ける形で、日本経済も大きく落ち込み、受注数に影響を受けることもありました。そのため、市場動向の把握は、事業継続における重要な事項であると考えております。

また、当社グループにおいては、地価相場の変動や不動産市況の変化も重要な事項であると考えております。市場価格に見合わない価格設定によって長期在庫となった場合に、価格の引き下げを行うことで発生する事業計画上の不採算や、市況の変化に伴った需要低下が招く販売不振により、当社グループの業績が悪化する可能性があります。

(13) 土地の仕入れについて

当社グループは、分譲事業において、建売販売用と土地販売用に土地の仕入れを行っております。

土地の仕入れにおいて、購入価格は地価相場の変動に左右され、日本国内や諸外国の情勢・景気に多分に影響を受けるものであります。

国内または諸外国の情勢や、金融危機等の影響により地価が変動すると、適正価格での土地の購入を困難にさせるほか、購入したものの価値が著しく下がることにより、業績を悪化させる可能性があります。

そのため、仕入先との情報交換や社会情勢の確認を行い、土地価格の高騰等のリスクに備えております。また、購入した土地が汚染されている場合には、そのままでは戸建分譲住宅用地として販売できず、汚染除去費用が発生することで、当社グループに損害を与える可能性があります。土地の購入に際しては事前調査を徹底し、重大な欠陥のある土地を購入しないよう努めております。

(14) 原材料・材料の仕入れについて

当社グループは、木造住宅の建築に不可欠である材木をはじめ、その他の建築資材や住宅設備機器の仕入れを行っており、仕入れはメーカーへの依存度が高くなっております。

大規模な災害の発生やその他の事由により、製造元や取扱い先が甚大な被害を受けた場合などは、正常な仕入れができなくなる可能性があります。また、原材料価格の変動により、必要な仕入れを確保できなくなる事態も考えられます。このような状況下においては、住宅の建築を継続できなくなり、業績を大きく悪化させる可能性があります。

当社グループにおいては、新規開拓によって複数の仕入先を確保し、特定の仕入先が災害をはじめとする不測の事態に見舞われた場合においても、必要な仕入れを満たすべく対策を取っております。

(15) 在庫リスクについて

当社グループは、分譲事業を行っているため、土地をはじめ物件の在庫を抱えております。今後、景気動向、金利動向、地価動向及び税制等の急激な変化に伴う金融機関の融資動向や消費者動向次第で、当社の計画遂行が困難となり、完成在庫の増加、造成・開発期間の遅延及び棚卸資産の評価損が発生する可能性があります。その場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(16) 住宅瑕疵担保責任について

当社グループは新築住宅を提供する企業であるため、住宅瑕疵担保履行法に基づき資力確保措置として保証金を供託することで瑕疵担保責任を負っております。引渡し済みの案件において契約不適合が大量に見つかった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループにおきましては、そういった事象を発生させないように、現場監督による徹底した品質管理に努めております。

(17) 有利子負債依存について

分譲・注文住宅事業には多額の投資が必要であり、当社は、これら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存しております。今後、景気動向によって金利が大幅に上昇した場合、支払利息の負担が増加して当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(18) 借入金の財務制限条項について

複数の取引金融機関と締結しております借入契約の一部において財務制限条項が付されており、事業活動をする上でこれらを遵守する必要があります。

今後、財務制限条項に抵触することとなった場合には、借入先金融機関からの請求により、当該借入についての期限の利益を喪失する可能性があり、経営成績及び財務状態に影響を与える可能性があります。

(19) 従業員の採用・育成について

当社グループ事業の業容拡大を図るには、専門的かつ高度な知識や資格を有する人材が不可欠であります。また、新たな地域に事業拠点を拡大していくためには営業戦略の立案及び実行等を適切に行える営業人員の増強は重要と考えております。そのため、当社グループでは採用活動の強化並びに育成に取り組んでおります。

しかしながら、人材の確保や育成が計画通りに進捗しない場合あるいは在籍している人材の社外流出が多く発生した場合には、受注機会の損失や工期遅延等の問題が発生するおそれがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 品質保証について

当社グループは、自社一貫体制を取っているために業務内容が多岐にわたり、当社グループのすべての業務部署が、当社グループが販売する住宅の品質に直接影響を及ぼす可能性があります。

さらに、不適合な事象が判明した場合には、当社グループの品質への信用問題から業績の悪化や、無償での補修工事による費用の増加をもたらす可能性があります。

なお、当社グループにおいては、完了検査に外部の第三者機関を採用して品質保証を受けるとともに、建築

部門の本部を挙げて施工業者の確保に努め、業務への適正を確認することで、品質保持のための社内対策としております。

また、すでに入居したお客様からの相談や修繕依頼はサービス部において迅速に対応し、さらに最長35年の保証期間制度を設けることで、住宅の施工面もさることながら、引渡し後のアフターサービスにも注力しております。

(21) 訴訟について

当社グループでは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが建築販売する住宅や不動産において、契約不適合等の発生、または工事現場近隣者や、取引先業者とのトラブル等が発生した場合、これらに起因する訴訟費用その他の請求が発生する可能性があります。訴訟等が発生した場合には、当該事案に対応するために多額の費用が発生するとともに、当社グループの信用を毀損するおそれもあり、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおきましては、今までどおりお客様の満足度を高めるために徹底した品質管理に努め、また、お客様をはじめ各関係者に対しては、訴訟等に発展することのないよう誠意ある対応を心がけてまいります。発生してしまった訴訟等についても、慎重な対応を行ってまいります。

(22) 安全への取り組みについて

当社グループは、労働災害の発生を防ぐべく、労務・安全管理に十分留意しながら事業を行っております。しかしながら労働災害の発生リスクは常に存在しており、不測の事態により重大な労働災害が発生した場合には、損害賠償義務の発生やブランドイメージの低下等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(23) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2020年8月31日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再

建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合、その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcのすべてに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b)甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b)前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

(財務制限条項が付された借入金契約)

相手方の属性	契約締結日または変更契約締結日	借入残高(百万円)	返済期日	担保の内容	財務制限条項 (注)
都市銀行	2024年11月29日	826	2027年11月29日	当社所有の販売用不動産	要件1・8・11・12
地方銀行	2025年4月28日	273	2026年4月28日	当社所有の販売用不動産	要件2・9
地方銀行	2019年9月30日	1,784	2039年9月30日	当社所有の固定資産	要件3・9
地方銀行	2025年6月24日	54	2026年6月24日	当社所有の販売用不動産	要件4・15
地方銀行	2026年1月31日	107	2026年4月30日	当社所有の販売用不動産	要件5・9
地方銀行	2023年1月20日	650	2026年11月30日	当社所有の販売用不動産	要件9・13・14
地方銀行	2025年8月31日	72	2026年8月31日	当社所有の販売用不動産	要件6・10
地方銀行	2025年9月15日	405	2026年9月15日	当社所有の販売用不動産	要件2・9
地方銀行	2025年9月30日	120	2026年9月30日	当社所有の販売用不動産	要件7・9
信用金庫	2025年7月31日	529	2026年7月31日	当社所有の販売用不動産	要件2・9
地方銀行	2025年11月28日	129	2027年11月30日	当社所有の販売用不動産	要件9・16
地方銀行	2024年10月31日	561	2026年6月24日	当社所有の販売用不動産	要件15・17

(注) 各借入金契約に付された財務制限条項の特約要件は以下となります。

- 要件1 2025年3月期決算以降、単体の純資産の金額を2024年3月期又は直近期のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- 要件2 決算期末時点における単体の純資産の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- 要件3 決算期末時点における単体の純資産の金額を2018年3月期又は直近期のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- 要件4 決算期末時点における連結の純資産の金額を2022年3月期又は直近期のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- 要件5 2023年3月期決算以降、単体の純資産の金額を2021年3月期の75%以上に維持すること。
- 要件6 決算期末時点における単体の純資産の金額を2023年3月期又は直近期のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- 要件7 2026年3月期決算以降、単体の純資産の金額を2025年3月期の75%以上に維持すること。
- 要件8 2025年3月期決算以降、単体の営業損益及び経常損益の各金額をいずれも0円以上に維持すること。
- 要件9 決算期末時点における単体の損益計算書の経常損益を2期連続で損失としないこと。
- 要件10 決算期末時点における単体の損益計算書の営業損益を2期連続で損失としないこと。
- 要件11 2025年3月期決算以降、単体の決算期において以下の計算式にて算出される在庫回転期間の数値を11以下に維持すること(計算式:在庫回転期間=棚卸資産(商品、仕掛工事の合計)÷(売上高÷基準日時点の経過月数))。
- 要件12 当該貸付資金で購入した物件について、2026年11月30日までに32区画以上の販売(売買代金の受領を含む。)が完了していること。
- 要件13 決算期末時点における単体のデット・エクイティ・レシオ(有利子負債÷純資産)を4.0倍以内とする。
- 要件14 決算期末時点における単体の純資産の金額を2022年3月期又は直近期のいずれか高い方の75%以上に維持すること。

- 要件 15 決算期末時点における連結の損益計算書の経常損益を2期連続で損失としないこと。
- 要件 16 決算期末時点における単体の純資産の金額を2025年3月期又は直近期のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- 要件 17 決算期末時点における連結の純資産の金額を2024年3月期又は直近期のいずれか高い方の75%以上に維持すること。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は 36,576 百万円で、前連結会計年度末に比べ 7,641 百万円減少しております。販売用不動産の減少 7,188 百万円、仕掛販売用不動産の減少 2,267 百万円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は 10,212 百万円で、前連結会計年度末に比べ 478 百万円減少しております。有形固定資産の減少 353 百万円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は 26,247 百万円で、前連結会計年度末に比べ 6,509 百万円減少しております。短期借入金の減少 3,644 百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少 3,250 百万円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は 8,886 百万円で、前連結会計年度末に比べ 1,336 百万円減少しております。長期借入金の減少 952 百万円、社債の減少 240 百万円が主な変動要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は 11,655 百万円で、前連結会計年度末に比べ 274 百万円減少しております。自己株式の取得による減少 382 百万円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、新規店舗の増設を目的とした設備投資を継続的に実施しております。当連結会計年度の設備投資の総額は131百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 分譲事業

当連結会計年度の主な設備投資等はありません。
なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(2) 注文事業

当連結会計年度の主な設備投資等は、販売の充実・強化を目的として店舗の増設に総額89百万円の投資を実施しました。
なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(3) その他

当連結会計年度の主な設備投資はありません。
なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(4) 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資は、自社利用の備品の購入など総額39百万円の投資を実施しました。
なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (埼玉県上尾市)	全社	業務施設 販売施設	548	378 (2,140.15)	9	936	287(8)
店舗(96店)	分譲事業 注文事業	販売施設	168	2,680 (32,942.31)	5	2,853	563(14)
茨城工場 (茨城県坂東市)	分譲事業 注文事業 その他	業務施設	1,066	707 (41,110.5)	85	1,859	108(7)
賃貸不動産	その他	賃貸施設	215	670 (15,603.86)	0	886	—

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェアが含まれておりますが、建設仮勘定は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員(1日8時間換算)を()内に外数で記載しております。
4. 店舗(96店)の一部の建物は賃借しており、年間賃借料は239百万円であります。

(2) 在外子会社

重要な設備は有しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2025年3月28日(注)	—	37,742,700	△116	100	—	352

(注) 2025年3月18日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少に関する議案を決議し、2025年3月28日付で資本金を116百万円減額し、同額をその他資本剰余金に振り替えております(減資割合53.8%)。

(6)【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	1	—	—	47	49	—
所有株式数(単元)	—	1	—	102,803	—	—	274,618	377,422	500
所有株式数の割合(%)	—	0.00	—	27.24	—	—	72.76	100	—

(注) 自己株式2,093,702株は、「個人その他」に20,937単元、「単元未満株式の状況」に2株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数 (自己株式を除く。)に対する所有株式数の割合 (%)
會田 貞光	埼玉県さいたま市北区	21,422,800	60.09
(株)光大史	埼玉県さいたま市大宮区宮町3丁目48番地5	10,280,300	28.83
アイダ設計社員持株会	埼玉県上尾市今泉3丁目10番地11	1,288,236	3.61
會田 大輔	埼玉県さいたま市大宮区	1,212,400	3.40
會田 悠翔	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.68
會田 翼麻	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.68
尾島 努	千葉県松戸市	161,300	0.45
吉澄 満子	埼玉県久喜市	114,600	0.32
時田 清一郎	千葉県市原市	81,800	0.22
関根 崇	埼玉県さいたま市北区	50,000	0.14
千井野 梨絵	埼玉県さいたま市西区	50,000	0.14
計	—	35,151,436	98.60

- (注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てております。
2. 上記所有株式数のほか、当社所有の自己株式2,093,702株があります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,093,700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 35,648,500	356,485	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 500	—	—
発行済株式総数	37,742,700	—	—
総株主の議決権	—	356,485	—

- (注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式2株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株アイダ設計	埼玉県上尾市今泉 三丁目10番地11	2,093,700	-	2,093,700	5.55
計	-	2,093,700	-	2,093,700	5.55

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2025年11月14日)での決議状況 (取得期間 2025年11月14日~2025年11月17日)	1,200,000	412
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,110,000	381
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
公表日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 発行情報提出日までに取得が完了しているため、残存決議株式数の総数及び価額の総額、当事業年度の末日現在の未行使割合及び公表日現在の未行使割合は記載しておりません。

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2026年5月14日)での決議状況 (取得期間 2026年5月14日~2026年5月15日)	1,200,000	410
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	1,110,000	379
公表日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 1. 当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、自己株式を取得することといたしました。

詳細については、「第6【経理の状況】 1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

2. 発行情報提出日までに取得が完了しているため、残存決議株式数の総数及び価額の総額、当事業年度の末日現在の未行使割合及び公表日現在の未行使割合は記載しておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (百万円)
当事業年度における取得自己株式	728	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日から発行者情報公表日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,093,702	—	3,203,702	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から発行者情報公表日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。また、当社グループは、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関につきましては、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

第46期事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針の下、1株あたり0.8円としております。内部留保資金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のための資金等に充当してまいります。

なお、当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2026年6月26日 定時株主総会決議	28	0.80

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第44期	第45期	第46期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
最高(円)	346	346	344
最低(円)	346	346	344

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	11月	12月	2026年1月	2月	3月
最高(円)	—	344	344	344	344	344
最低(円)	—	344	344	344	344	344

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

5【役員の状況】

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	會田 貞光	1951年 1月1日	1969年4月 アコマ医科工業(株) 入社 1971年4月 會田工務店 入社 1973年1月 会田建築設計事務所 設立 1981年1月 (株)アイダ建築設計(現:当社) 設立 代表取締役社長 2024年1月 当社 代表取締役社長営業本部長 2024年5月 当社 代表取締役社長事業本部長 2025年4月 当社 代表取締役社長(現任)	(注)4	(注)7	21,474,201 (注)8
代表取締役 専務取締役	管理 本部長	會田 大輔	1981年 5月14日	2004年4月 当社 入社 2004年4月 当社 取締役 2007年6月 当社 執行役員 2007年7月 愛誼達建築設計(上海)有限公司 董 事(現任) 2013年6月 当社 常務執行役員 2014年12月 AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC. DIRECTOR 2017年6月 当社 常務取締役経営企画室担当 2018年6月 当社 専務取締役経営企画室担当 2019年6月 当社 代表取締役専務取締役 2019年8月 当社 代表取締役専務取締役全体管 掌兼経営企画室担当 2022年6月 当社 代表取締役専務取締役全体管 掌兼建設本部長兼経営企画室担当 2024年5月 当社 代表取締役専務取締役管理本 部長(現任)	(注)4	(注)7	6,558,156 (注)8
専務 取締役	総合管理 室担当	阿部 真寿美	1963年 9月24日	1982年4月 日本電気(株) 入社 1988年11月 三和ホーム(株) 入社 1990年2月 (株)ヤマナカ 入社 2004年8月 当社 入社 2014年8月 当社 総合管理室長 2016年6月 当社 執行役員 2017年6月 当社 取締役総合管理室長 2018年4月 当社 取締役営業本部長 2018年6月 当社 常務取締役営業本部長 2019年6月 当社 専務取締役営業本部長 愛誼達建築設計(上海)有限公司 董 事(現任) 2024年1月 当社 専務取締役総合管理室担当 2024年5月 当社 専務取締役総合管理室長 2025年4月 当社 専務取締役総合管理室担当 (現任)	(注)4	(注)7	—
取締役	建設 本部長	時田 清一郎	1965年 6月22日	1984年4月 鴻池運輸(株) 入社 1985年10月 丸泉運輸(株) 入社 1989年4月 (有)タツミ高圧 入社 2003年3月 当社 入社 2004年4月 当社 執行役員 2006年6月 当社 取締役 2007年6月 当社 執行役員 2016年1月 当社 社長室長 2017年6月 当社 取締役社長室長 2018年6月 当社 取締役総合管理室担当 2020年3月 当社 取締役総合管理室長 2021年3月 当社 取締役社長室長 2024年9月 当社 取締役社長室長兼事業本部営 業部(千葉)担当 2024年10月 当社 取締役社長室担当兼事業本部 営業部(千葉)担当 2024年12月 当社 取締役社長室担当兼営業本部 営業部(千葉)担当 2025年4月 当社 取締役建設本部長(現任)	(注)4	(注)7	338,807 (注)8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	営業 本部長	松尾 能典	1967年 10月27日	1987年7月 (有)嶋田設備工業 入社 1990年10月 (株)関東物流サービス 入社 1993年1月 信栄商事(有) 入社 1994年6月 当社 入社 2004年4月 当社 執行役員 2004年10月 当社 取締役 2005年6月 当社 執行役員 2006年3月 当社 執行役員 2010年7月 当社 執行役員 2024年1月 当社 執行役員 2025年6月 当社 取締役営業本部長 (現任)	(注) 4	(注) 7	13,700
取締役	—	川村 達郎	1948年 4月16日	1971年3月 野田合板(株) (現: (株)ノダ) 入社 1998年2月 同社 海外担当取締役 2001年11月 同社 常務取締役建材事業部長 2009年4月 PT. SURA INDAH WOOD INDUSTRIES 出 向 2017年6月 当社 取締役 (現任)	(注) 4	(注) 7	—
取締役	—	川村 益之	1953年 11月11日	1972年4月 (株)日本交通公社 (現: (株)JTB) 入社 1993年4月 (株)JTBモチベーションズ 代表取締 役社長 2005年10月 (株)JTB法人東京 常務取締役 2008年6月 (株)JTB 執行役員 2012年4月 (株)JTB法人東京 代表取締役社長 (株)JTBコーポレートセールス 代表 取締役社長 2012年6月 (株)JTB 常務取締役兼執行役員 2012年10月 MICE国際競争力強化委員会 委員 2014年6月 (株)JTB事業創造 代表取締役社長 社団法人ショッピングツーリズム協 会 理事 2015年6月 千葉商科大学人間社会学部 特命教 授 2016年10月 (株)JCBトラベル 代表取締役社長 2018年7月 (株)JTBコミュニケーションデザイン シニアコンサルタント (現任) 2018年10月 (株)ゴンドラ 顧問 (現任) (株)リーゴ 顧問 2022年6月 当社 取締役 (現任)	(注) 4	(注) 7	—
取締役	—	東目 拓也	1986年 1月7日	2011年12月 弁護士登録 2012年1月 弁護士法人北浜法律事務所 (東京事 務所) 入所 2015年4月 日本取引所自主規制法人上場管理部 出向 2016年10月 弁護士法人北浜法律事務所 (東京事 務所) 復帰 2022年6月 当社 取締役 (現任) 2023年3月 (株)ショーケース 監査役 2026年1月 (株)アシロ 取締役 (現任)	(注) 4	(注) 7	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	堀越 佳孝	1965年 2月28日	1985年4月 1989年8月 2001年9月 2002年3月 2016年6月 2017年7月	トヨタカローラ群馬(株) 入社 (株)タカキュー 入社 中部自動車販売(株) 入社 当社 入社 当社 監査役 (現任) 愛誼達建築設計(上海)有限公司 監 事 (現任)	(注) 5	(注) 7	—
監査役	—	佐藤 紀彦	1951年 10月29日	1979年11月 1983年9月 1990年10月 2001年6月 2013年6月 2016年6月 2025年2月	プライスウォーターハウス公認会計 士共同事務所 入所 クーパーズアンドライブランド会計 事務所 入所 佐藤紀彦税理士公認会計士事務所 開設 日本公認会計士協会目黒会 副会長 日本公認会計士協会目黒会 監事 当社 監査役 (現任) 学校法人東京聖栄大学 監事 (現任)	(注) 5	(注) 7	—
監査役	—	森中 剛	1977年 9月17日	2003年10月 2006年10月 2011年1月 2019年10月 2020年7月 2021年6月	福岡地方裁判所裁判官 任官 弁護士登録 金子法律事務所 入所 弁護士法人金子法律事務所 設立 森中法律事務所 設立 弁護士法人法律事務所オーセンス (現: 弁護士法人Authense法律事務 所) 入所 当社 監査役 (現任)	(注) 6	(注) 7	—
計								28,384,864

(注) 1. 阿部真寿美の戸籍上の氏名は、岡田真寿美です。

2. 取締役川村達郎氏、川村益之氏及び東目拓也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 監査役佐藤紀彦氏及び森中剛氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 取締役の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 監査役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6. 監査役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2029年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

7. 2026年3月期における役員報酬の総額は445百万円を支給しております。

8. 代表取締役社長會田貞光、代表取締役専務取締役會田大輔及び取締役時田清一郎の所有株式数は、資産管理会社である(株)光大史が所有する株式数を含んだ実質所有株式数を記載しております。

9. 代表取締役専務取締役會田大輔は、代表取締役社長會田貞光の次男であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

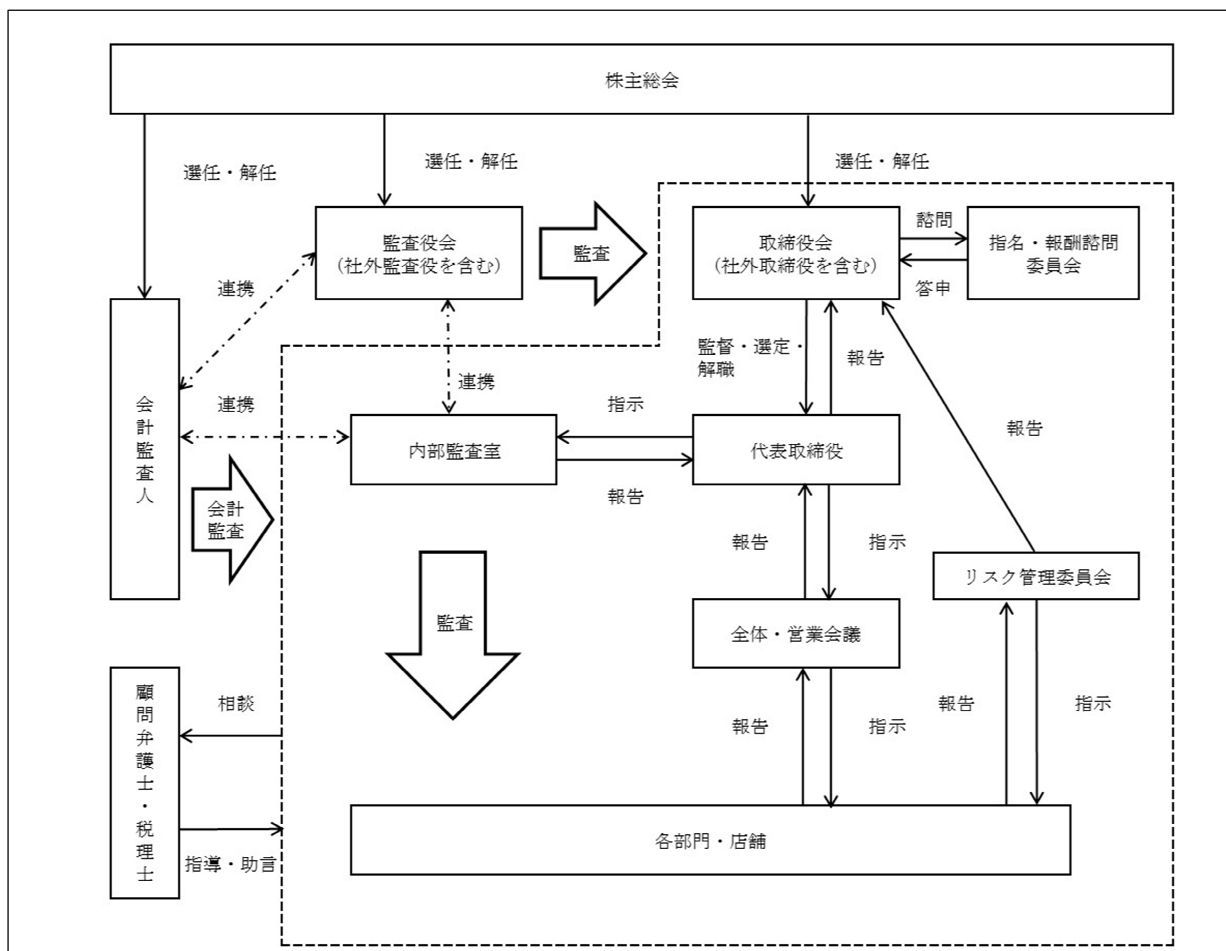
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的に企業価値を向上させ、また、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制の確立に取り組んでおります。

② 会社の機関の内容

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は取締役8名（うち社外取締役3名）により構成され、原則として月に1回の定例会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針その他重要事項を迅速に決定するとともに、取締役の職務執行状況を確認しております。

b. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）により構成され、月に1回以上監査役会を開催して監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、各監査役の経営情報等を共有することによって、監査業務の充実を図っております。ガバナンスのあり方とその運営状況を常に監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、法令遵守の状況を確認しております。さらに常勤監査役につきましては、重要会議への出席、重要書類の閲覧等により、業務執行上の監査を行っております。

c. 内部監査室

当社の内部統制及びその業務執行状況につきまして、代表取締役社長直下の組織として内部監査室を設置しております。各本部以下全部署及び全営業店舗を対象とし、定期監査を行っております。監査終了後、速やかに監査報告書を作成し、必要があれば改善事項の指摘・指導を行っております。

d. 会計監査人

当社は、和泉監査法人と監査契約を締結し、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査を受けております。当該監査を執行した公認会計士は、加藤雅之氏、飯田博士氏、植田幹郎氏の3名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。監査業務にかかる補助者は公認会計士4名、その他3名であります。

当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行につき、善意でかつ重大な過失がない場合に限定されます。

e. リスク管理委員会

当社では、市場、情報セキュリティ、労務、製品の品質・安全等さまざまな事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、代表取締役専務取締役を委員長とする社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。

また、コンプライアンスにつきましてもリスク管理の一つと捉え、リスク管理委員会においてその体制強化・周知徹底に努めております。

f. 指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。

委員会は、社外取締役2名及び社内取締役1名で構成され、運営がなされております。

g. 会議

当社では、年に1回以上、全従業員が参加する全体会議をはじめ、月に1回以上、営業会議等の会議を開催し、各取締役・常勤監査役の出席の下、取締役会で決議された重要事案の社内浸透を図るとともに、現場情報の経営反映を行えるよう、積極的な意見交換を行っております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務分掌規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

a. 内部監査

当社の内部監査体制は、内部監査責任者である内部監査室長1名と室員4名で構成される内部監査室により、各本部以下全部署及び全店舗の内部監査を実施しております。

年度監査計画に基づき、業務活動が社内諸規程・マニュアルに準じて運営されているか、関係法令に関しての遵守が適正に行われているか等を監査しております。

b. 監査役監査

監査役監査の体制としまして、監査役会は、社外監査役2名と常勤監査役1名で構成されており、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役のうち2名は、公認会計士と弁護士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見、法務に関する相当程度の知見をそれぞれ有しております。

また、常勤監査役は、全体会議をはじめとした各会議に出席しているほか、各店舗の往査を実施しており、有用性のある監査に努めております。

なお、監査役と内部監査室及び会計監査人は、相互に連絡を取り合って情報交換し、課題・改善事項について共有し、より有用な監査を行うべく、連携を図っております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社は、市場、情報セキュリティ、労務、製品の品質・安全等さまざまな事業運営上のリスクの発生・拡大を未然に防止することが重要な経営課題であると認識しております。リスクの発生要因を未然に防止し、また、発生したリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を整えるべく、リスク管理委員会を設置し、代表取締役専務取締役を委員長、委員には各本部より部長を選出し、リスクに対応できる体制を整えております。また、リスクの適切な管理・把握のためにリスク管理規程を制定、その中には内部通報制度を定め、法令違反その他コンプライアンス上の問題について適切な報告がなされるように努めております。さらに、重要な法令・社会規範等に関する事項については、必要に応じ、顧問弁護士や監査法人から意見を聞くなどして企業活動全般の遵守状況のチェックを行っております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は3名であり、社外取締役川村達郎氏、川村益之氏、及び東目拓也氏は、当社との間での人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外監査役は2名であり、社外監査役佐藤紀彦氏、及び森中剛氏は、当社との間で人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。

⑦ 役員報酬の内容

a. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。取締役の報酬は、当社の持続的な企業価値の発展を実現するにふさわしい報酬であることを方針としており、報酬額については、業界水準、役位、職責その他会社の業績等を総合考慮し、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の審議を経て、決定いたします。

なお、取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

監査役の個人別の報酬額は、監査役の協議において決定いたします。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個別報酬は、その決定を代表取締役社長に委任する旨を、指名・報酬諮問委員会で審議された上、取締役会がその答申を受けて決定し、代表取締役社長會田貞光が決定方針を考慮し、取締役の個別報酬額を決定しております。

報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績目標の達成状況や成果等について、代表取締役社長が最も適切に評価できると判断したためであります。

c. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	403	403	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	20	20	—	—	1
社外役員	21	21	—	—	6

(注) 1. 当社には、使用人兼務役員はおりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2013年6月25日開催の第33期定時株主総会において年額1,000百万円以内と決議されております。

3. 監査役の報酬限度額は、2013年6月25日開催の第33期定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は15名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定める株主総会の特別決議要件について、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するためであります。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行につき、善意でかつ重大な過失がない場合に限定されます。

⑮ 補償契約の内容の概要

取締役會田貞光、取締役會田大輔、取締役阿部真寿美、取締役時田清一郎、取締役松尾能典、取締役川村達郎、取締役川村益之、取締役東目拓也、監査役堀越佳孝、監査役佐藤紀彦、及び監査役森中剛は、当社と会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する補償契約を締結しており、同項第 1 号の費用及び同項第 2 号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

⑯ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。2026 年 6 月に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新予定であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
発行者	30	—
連結子会社	—	—
計	30	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模・業務の特性等に基づいた監査日数を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表について、和泉監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修会に参加する等積極的な情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2	9,954	※2	10,494
営業未収入金及び契約資産	※1	538	※1	1,841
販売用不動産	※2	15,928	※2	8,739
仕掛販売用不動産	※2	16,676	※2	14,408
未成工事支出金	※3	466	※3	385
原材料及び貯蔵品		115		155
その他		551		575
貸倒引当金		△13		△23
流動資産合計		44,218		36,576
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物		4,751		4,730
減価償却累計額		△2,514		△2,644
建物及び構築物（純額）	※2	2,237	※2	2,086
機械装置及び運搬具		1,433		1,424
減価償却累計額		△1,272		△1,338
機械装置及び運搬具（純額）		160		85
土地	※2	6,256	※2	6,143
建設仮勘定		—		1
その他		409		375
減価償却累計額		△356		△338
その他（純額）		52		37
有形固定資産合計		8,707		8,354
無形固定資産				
ソフトウェア		32		22
無形固定資産合計		32		22
投資その他の資産				
投資有価証券	※2	209	※2	1,239
繰延税金資産		149		36
その他	※2	1,840		766
貸倒引当金		△249		△206
投資その他の資産合計		1,950		1,835
固定資産合計		10,690		10,212
資産合計		54,908		46,789

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金	※2	4,446	※2	5,900
電子記録債務		161		151
短期借入金	※2、4、5	12,968	※2、4、5	9,323
1年内償還予定の社債		180		240
1年内返済予定の長期借入金	※2、5	7,379	※2、5	4,128
未払法人税等		—		19
契約負債		4,610		5,117
賞与引当金		92		82
工事損失引当金		31		38
訴訟損失引当金		32		58
その他		2,854		1,187
流動負債合計		32,757		26,247
固定負債				
社債		290		50
長期借入金	※2、4、5	9,539	※2、4、5	8,587
完成工事補償引当金		193		204
関係会社清算損失引当金		50		—
資産除去債務		38		40
その他		110		4
固定負債合計		10,222		8,886
負債合計		42,979		35,133
純資産の部				
株主資本				
資本金		100		100
資本剰余金		468		468
利益剰余金		11,578		11,637
自己株式		△340		△722
株主資本合計		11,806		11,484
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		70		89
為替換算調整勘定		52		81
その他の包括利益累計額合計		122		170
純資産合計		11,929		11,655
負債純資産合計		54,908		46,789

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
売上高	※1	62,288	※1	57,858
売上原価	※2、3	52,933	※2、3	48,126
売上総利益		9,355		9,731
販売費及び一般管理費				
広告宣伝費		2,131		1,848
販売手数料		643		501
給料及び賞与		3,850		3,745
賞与引当金繰入額		42		41
貸倒引当金繰入額		65		9
その他		3,325		3,152
販売費及び一般管理費合計		10,059		9,298
営業利益又は営業損失(△)		△704		433
営業外収益				
受取利息		4		27
受取配当金		7		8
紹介料収入		214		183
違約金収入		17		31
その他		68		140
営業外収益合計		312		391
営業外費用				
支払利息		669		597
融資手数料		86		45
その他		39		34
営業外費用合計		795		676
経常利益又は経常損失(△)		△1,186		148

(単位：百万円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
特別利益				
固定資産売却益	※4	476	※4	26
投資有価証券売却益		0		—
資産除去債務戻入益	※5	30		—
関係会社清算損失引当金戻入益		—		50
収用補償金		—	※6	89
特別利益合計		507		167
特別損失				
固定資産除却損	※7	2	※7	2
減損損失		—	※8	72
訴訟損失引当金繰入額		20		37
貸倒引当金繰入額		—		17
その他		1		1
特別損失合計		24		131
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失(△)		△703		184
法人税、住民税及び事業税		22		22
法人税等調整額		△119		102
法人税等合計		△96		124
当期純利益又は当期純損失(△)		△606		59
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△606		59

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
当期純利益又は当期純損失(△)		△606		59
その他の包括利益				
その他有価証券評価差額金		△2		18
為替換算調整勘定		△3		29
その他の包括利益合計	※	△6	※	48
包括利益		△612		107
(内訳)				
親会社株主に係る包括利益		△612		107

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	216	352	12,203	△339	12,432
当期変動額					
減資	△116	116			—
剰余金の配当			△18		△18
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△606		△606
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△116	116	△625	△0	△625
当期末残高	100	468	11,578	△340	11,806

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	72	56	128	12,561
当期変動額				
減資				—
剰余金の配当				△18
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）				△606
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2	△3	△6	△6
当期変動額合計	△2	△3	△6	△631
当期末残高	70	52	122	11,929

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	468	11,578	△340	11,806
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			59		59
自己株式の取得				△382	△382
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	59	△382	△322
当期末残高	100	468	11,637	△722	11,484

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	70	52	122	11,929
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益				59
自己株式の取得				△382
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	18	29	48	48
当期変動額合計	18	29	48	△274
当期末残高	89	81	170	11,655

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失(△)	△703	184
減価償却費	366	314
減損損失	—	72
貸倒引当金の増減額(△は減少)	30	△33
賞与引当金の増減額(△は減少)	△11	△10
工事損失引当金の増減額(△は減少)	△32	7
完成工事補償引当金の増減額(△は減少)	△15	11
訴訟損失引当金の増減額(△は減少)	13	25
関係会社清算損失引当金の増減額(△は減少)	△11	△50
受取利息及び受取配当金	△11	△36
支払利息	756	597
固定資産売却損益(△は益)	△476	△26
固定資産除却損	2	2
収用補償金	—	△89
売上債権の増減額(△は増加)	△3	△1,303
棚卸資産の増減額(△は増加)	14,271	9,507
仕入債務の増減額(△は減少)	△2,227	1,443
未払又は未収消費税等の増減額	1,527	△1,179
契約負債の増減額(△は減少)	1,369	505
その他	307	△556
小計	15,149	9,386
利息及び配当金の受取額	11	33
利息の支払額	△727	△589
収用補償金の受取額	—	107
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△565	17
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,868	8,954
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(△は増加)	87	△146
投資有価証券の取得による支出	—	△998
投資有価証券の売却による収入	50	—
有形固定資産の取得による支出	△183	△98
有形固定資産の売却による収入	1,877	112
差入保証金の回収による収入	—	962
その他	23	29
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,855	△138

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△3,659	△3,644
長期借入れによる収入	8,180	6,462
長期借入金の返済による支出	△14,667	△10,665
社債の償還による支出	△862	△180
リース債務の返済による支出	△23	△23
自己株式の取得による支出	△0	△387
配当金の支払額	△18	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,051	△8,439
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	6
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	4,669	382
現金及び現金同等物の期首残高	3,740	8,409
現金及び現金同等物の期末残高	※ 8,409	※ 8,792

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

愛誼達建築設計（上海）有限公司

(注) 当連結会計年度において、AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC. は、実質的に会社清算が完了したため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 棚卸資産

a 販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

c 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 6～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
営業未収入金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれるものについて、その損失見込額を計上しております。
- ④ 訴訟損失引当金
係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。
- ⑤ 完成工事補償引当金
補償工事による費用に備えるため、実績率により補償見積額を計上しております。
- ⑥ 関係会社清算損失引当金
子会社の清算に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主要な事業として分譲事業、注文事業を行っており、これらの事業から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・分譲事業

分譲事業においては、戸建分譲及び土地分譲を行っており、顧客との不動産販売契約に基づき物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されると判断し、当該引渡し時点において収益を認識しております。

・注文事業

注文事業においては、主に戸建住宅の建築請負工事を行っており、顧客との建物請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。当該履行義務は工事の進捗に応じて充足されると判断し、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 請負工事契約における収益認識

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上高	1,047	8,262

(注) 上記の金額は、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識された収益のうち、連結会計年度末時点で未完成・未引渡しの工事契約（原価回収基準の適用を除く）を対象として記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

注文事業の建物請負工事契約において、期間がごく短い工事契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

工事原価総額は、着工時において予期し得なかった事象の発生、資材及び外注費等に係る市況の変動等による影響を継続的に反映させております。従って、当該見積りに変更が発生した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売用不動産	15,928	8,739
仕掛販売用不動産	16,676	14,408

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価は、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しており、事業計画等に基づき算定された正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には棚卸資産評価損を計上しております。

正味売却価額は、景気動向、金利の変化、不動産関連税制や金融関連法制の変更など将来の不確実な条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、棚卸資産評価損を計上する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、現時点で評価中

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「未払又は未収消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示しておりました1,527百万円は、「未払又は未収消費税等の増減額」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1. 営業未収入金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
営業未収入金	260百万円	344百万円
契約資産	278百万円	1,497百万円

※2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供されている資産

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
定期預金	240百万円	840百万円
販売用不動産	6,617百万円	3,011百万円
仕掛販売用不動産	10,144百万円	7,566百万円
建物及び構築物	1,654百万円	1,599百万円
土地	5,281百万円	5,138百万円
投資有価証券	120百万円	114百万円
計	24,058百万円	18,269百万円

担保付債務

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
短期借入金	12,152百万円	8,336百万円
長期借入金	9,072百万円	7,553百万円
1年内返済予定の長期借入金	6,910百万円	3,113百万円
買掛金	427百万円	671百万円
計	28,563百万円	19,673百万円

上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅販売瑕疵担保保証金として以下の資産を供託しております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資その他の資産 その他	953百万円	—
投資有価証券	—	998百万円
計	953百万円	998百万円

※3. 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る棚卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
未成工事支出金	111百万円	91百万円

※4. 当社は資金調達の有効的な調整を行うため取引金融機関16行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

前連結会計年度末および当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	10,228百万円	9,860百万円
借入実行残高	5,754百万円	4,298百万円
差引額	4,473百万円	5,562百万円

※5. 財務制限条項

当社は、一部の金融機関からの借入に対し、本契約には連結および個別財務諸表より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

前連結会計年度末および当連結会計年度末における財務制限条項の対象となる借入金残高は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
短期借入金	2,326百万円	2,168百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,447百万円	217百万円
長期借入金	2,628百万円	3,129百万円

6. 偶発債務

住宅購入者のつなぎ融資に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
住宅購入者	210百万円	—

(連結損益計算書関係)

※1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）セグメント情報3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上原価	503百万円	365百万円

※3. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	△13百万円	7百万円

※4. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	83百万円	30百万円
機械装置及び運搬具	0百万円	1百万円
土地	391百万円	△4百万円
計	476百万円	26百万円

同一物件の売却により発生した売却益と売却損は相殺し、固定資産売却益として表示しております。

※5. 資産除去債務戻入益の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当連結会計年度の「資産除去債務戻入益」は、一部の建物において当初想定していた原状回復工事が不要となる等により軽減された撤去費用を戻入れたものであります。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

※6. 収用補償金の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

店舗の収用に伴う移転補償金等であります。

※7. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	2百万円	1百万円
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円
その他	0百万円	0百万円
計	2百万円	2百万円

※ 8. 減損損失

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
熊谷モデル店(埼玉県熊谷市)	事業用資産	土地及び建物等
入間店(埼玉県入間市)	事業用資産	土地及び建物等
横須賀モデル店(神奈川県横須賀市)	事業用資産	土地及び建物等
新潟支店(新潟県新潟市中央区)	事業用資産	建物等
小牧展示場(愛知県小牧市)	事業用資産	建物等
大垣モデル店(岐阜県大垣市)	事業用資産	土地及び建物等
各務原モデル店(岐阜県各務原市)	事業用資産	土地及び建物等
大阪天満店(大阪府大阪市北区)	事業用資産	建物等
八代モデル店(熊本県八代市)	事業用資産	土地及び建物等
熊本店(熊本県熊本市)	事業用資産	建物等
霧島モデル店(鹿児島県霧島市)	事業用資産	土地及び建物等

当社グループは資産の用途により事業用資産、貸貸用資産及び遊休資産に分類しております。

グルーピングは物件単位ごとに行っており、保有目的の変更、時価の下落、収益性の低下、建替えの決定等により、時価または将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることとなった資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は土地 40 百万円、建物及び構築物 29 百万円、その他（有形固定資産）0 百万円、その他（投資その他の資産）2 百万円であります。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額については主に処分見込価額により評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2	29
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	2	29
法人税等及び税効果額	△4	△11
その他有価証券評価差額金	△2	18
為替換算調整勘定		
当期発生額	△3	24
組替調整額	—	4
法人税等及び税効果調整前	—	29
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△3	29
その他の包括利益合計	△6	48

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式 (株)	37,742,700	—	—	37,742,700

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	981,778	1,196	—	982,974

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 1,196 株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	18	0.5	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの無配のため、該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式（株）	37,742,700	—	—	37,742,700

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	982,974	1,110,728	—	2,093,702

（変動事由の概要）

取締役会の決議に基づく取得による増加	1,110,000 株
単元未満株式の買取りによる増加	728 株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

無配のため、該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28	0.8	2026年3月31日	2026年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	9,954百万円	10,494百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,545百万円	△1,702百万円
現金及び現金同等物	8,409百万円	8,792百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

満期保有目的の債券は、宅地建物取引業の保証金として供託している国債であり、信用リスクは僅少であります。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に営業取引及び設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 (*2) その他有価証券	201	201	—
資産計	201	201	—
(1) 社債 (*3)	470	463	△6
(2) 長期借入金 (*4)	16,919	16,866	△52
負債計	17,389	17,329	△59

(*1) 「現金及び預金」「営業未収入金及び契約資産」「買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	58

(*3) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(*4) 1年内返済予定額を含んでおります。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 (*2) ①満期保有目的の債券	998	919	△79
②その他有価証券	232	232	—
資産計	1,231	1,151	△79
(1) 社債 (*3)	290	287	△2
(2) 長期借入金 (*4)	12,715	12,653	△62
負債計	13,005	12,940	△65

(*1) 「現金及び預金」「営業未収入金及び契約資産」「買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	8

(*3) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(*4) 1年内返済予定額を含んでおります。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,954	—	—	—
営業未収入金	260	—	—	—
合計	10,215	—	—	—

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,494	—	—	—
営業未収入金	344	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券 (国債)	—	—	998	—
合計	10,839	—	998	—

(注2) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	12,968	—	—	—	—	—
社債	180	240	50	—	—	—
長期借入金	7,379	4,414	2,918	444	374	1,387
合計	20,527	4,654	2,968	444	374	1,387

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	9,323	—	—	—	—	—
社債	240	50	—	—	—	—
長期借入金	4,128	5,716	759	489	386	1,234
合計	13,691	5,766	759	489	386	1,234

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2025年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	201	0	—	201
資産計	201	0	—	201

当連結会計年度 (2026年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	232	0	—	232
資産計	232	0	—	232

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度 (2025年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	463	—	463
長期借入金	—	16,866	—	16,866
負債計	—	17,329	—	17,329

当連結会計年度 (2026年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 国債	919	—	—	919
資産計	919	—	—	919
社債	—	287	—	287
長期借入金	—	12,653	—	12,653
負債計	—	12,940	—	12,940

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び国債は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されている場合にはレベル1の時価に分類しております。相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
国債	—	—	—
小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
国債	998	919	△79
小計	998	919	△79
合計	998	919	△79

2. その他有価証券

前連結会計年度 (2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	201	95	106
小計	201	95	106
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	0	0	△0
小計	0	0	△0
合計	201	95	106

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	232	96	135
小計	232	96	135
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	0	0	△0
小計	0	0	△0
合計	232	96	135

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	564百万円	537百万円
貸倒引当金	90百万円	80百万円
賞与引当金	31百万円	28百万円
完成工事補償引当金	66百万円	71百万円
減価償却超過額及び減損損失	431百万円	417百万円
その他	93百万円	203百万円
繰延税金資産小計	1,277百万円	1,340百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△310百万円	△388百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△670百万円	△749百万円
評価性引当額小計	△980百万円	△1,138百万円
繰延税金資産合計	296百万円	201百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△99百万円	△95百万円
その他有価証券評価差額金	△35百万円	△46百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△3百万円	△1百万円
在外連結子会社の留保利益	△9百万円	△22百万円
繰延税金負債合計	△147百万円	△165百万円
繰延税金資産純額	149百万円	36百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	564	564
評価性引当額	—	—	—	—	—	△310	△310
繰延税金資産(※2)	—	—	—	—	—	254	254

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 将来の課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	537	537
評価性引当額	—	—	—	—	—	△388	△388
繰延税金資産(※2)	—	—	—	—	—	149	149

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 将来の課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	税金等調整前当期純	34.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	損失であるため注記を	△4.6%
住民税均等割等	省略しております。	12.3%
評価性引当額の増減		20.2%
在外連結子会社の税率差異		△2.0%
在外連結子会社の留保利益に対する税効果		6.7%
税率変更に伴う差異		△1.3%
その他		2.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		67.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する連結会計年度より防衛特別法人税が課されることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以降開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が34.3%から35.1%に変更されます。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、首都圏及びその他の地域において、賃貸用のマンション、ビル、駐車場等を有しております。

2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は19百万円(主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、固定資産売却益は337百万円(特別利益に計上)であります。

2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は25百万円(主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	1,329	805
	期中増減額	△523	78
	期末残高	805	884
期末時価		705	837

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少は、賃貸用不動産の売却472百万円であります。当連結会計年度の主な増減はありません。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。また、契約により取り決められた売却価額がある場合には、当該売却予定価額を時価としております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	267	260	260	344
契約資産	268	278	278	1,497
契約負債	3,241	4,610	4,610	5,117

前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,641百万円です。また、前連結会計年度において、契約負債が1,368百万円増加した主な理由は、注文住宅の請負工事契約の受注増加によるものです。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,883百万円です。また、当連結会計年度において、契約負債が507百万円増加した主な理由は、注文住宅の請負工事契約の受注増加によるものです。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記については、当初に予想される個別の契約が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは主に分譲事業及び注文事業を行っており、取り扱う製品について国内の包括的な戦略を立案し、製品別に事業活動を展開しております。従いまして当社グループは、「分譲事業」、「注文事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「分譲事業」は、戸建分譲及び土地分譲を行っております。「注文事業」は、戸建住宅の建築請負工事を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、5、 6	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	40,454	—	40,454	2,623	43,077	—	43,077
一定の期間にわたり 移転される財	—	19,153	19,153	—	19,153	—	19,153
顧客との契約から 生じる収益	40,454	19,153	59,607	2,623	62,231	—	62,231
その他の収益	—	—	—	56	56	—	56
外部顧客への売上高	40,454	19,153	59,607	2,680	62,288	—	62,288
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	40,454	19,153	59,607	2,680	62,288	—	62,288
セグメント利益又は 損失 (△)	797	575	1,373	317	1,690	△2,394	△704
セグメント資産	32,710	529	33,240	1,281	34,521	20,386	54,908
その他の項目							
減価償却費	25	79	105	205	311	55	366

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。
4. 報告セグメントごとの負債につきましては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための対象としていないため、記載しておりません。
5. セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社分であります。
6. 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、5、 6	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	28,197	—	28,197	3,493	31,690	—	31,690
一定の期間にわたり 移転される財	—	26,106	26,106	—	26,106	—	26,106
顧客との契約から 生じる収益	28,197	26,106	54,304	3,493	57,797	—	57,797
その他の収益	—	—	—	61	61	—	61
外部顧客への売上高	28,197	26,106	54,304	3,554	57,858	—	57,858
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	28,197	26,106	54,304	3,554	57,858	—	57,858
セグメント利益	265	2,050	2,316	289	2,605	△2,171	433
セグメント資産	23,222	1,829	25,052	1,284	26,337	20,451	46,789
その他の項目							
減価償却費	6	51	57	205	262	52	314

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
4. 報告セグメントごとの負債につきましては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための対象としていないため、記載しておりません。
5. セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社分であります。
6. 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社グループは固定資産の減損損失について報告セグメント別には配分しておりません。減損損失の金額及び内容は、注記事項の連結損益計算書関係にて同様の情報が開示されているため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員及び その近親者	會田貞光	—	—	—	(被所有) 直接58.27	当社代表 取締役社長	注文住宅の 建築請負 (注1)	15	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引価格については、同期間に契約・引き渡しされた類似の案件と同水準の利益が確保されることを勘案し決定しております。
2. 建設工事の請負の取引金額には、工事進行基準による完成工事高を記載しております。なお、工事請負契約に係る契約金額は64百万円（税抜）であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
主要株主 (会社等) 役員及びそ の近親者が 議決権の過 半数を所有 している会 社	株式会社 光大史 (注1)	埼玉県 さいたま市 大宮区	10	資産管理会社	(被所有) 直接28.83	—	自己株式 の取得 (注2)	381	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役社長である會田貞光氏の資産管理会社であり、同氏が議決権の過半数を所有する会社であります。
2. 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSINeT-3）により取得しており、取引価格は2025年11月14日の終値によるものです。

② 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員及び その近親者	會田大輔	—	—	—	(被所有) 直接3.40	当社代表 取締役専務取 締役	注文住宅の 建築請負 (注1)	80	契約資産	85

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引価格については、同期間に契約・引き渡しされた類似の案件と同水準の利益が確保されることを勘案し決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	324円53銭	326円94銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△16円51銭	1円64銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△606	59
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△606	59
普通株式の期中平均株式数 (株)	36,760,427	36,348,763

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行を可能とするとともに、株主還元策の一環として、自己株式の取得を行いました。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類
当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数
1,200,000 株 (上限)
- (3) 株式の取得価額の総額
410,400 千円 (上限)
- (4) 取得日
2026 年 5 月 15 日
- (5) 取得の方法
東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け

3. 自己株式の取得結果

上記買付けによる取得の結果、2026 年 5 月 15 日に当社普通株式 1,110,000 株を 379,620 千円で取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)アイダ 設計	第 32 回 無担保社債	2020 年 9 月 25 日	10	—	0.62	無担保社債	2025 年 9 月 25 日
〃	第 33 回 無担保社債	2021 年 1 月 25 日	30	—	0.35	無担保社債	2026 年 1 月 23 日
〃	第 34 回 無担保社債	2021 年 2 月 25 日	40	—	1.50	無担保社債	2026 年 2 月 25 日
〃	第 37 回 無担保社債	2021 年 6 月 28 日	140	140 (140)	0.04	無担保社債	2026 年 6 月 26 日
〃	第 43 回 無担保社債	2022 年 1 月 31 日	100	50 (50)	0.30	無担保社債	2027 年 1 月 29 日
〃	第 47 回 無担保社債	2023 年 3 月 24 日	150	100 (50)	0.77	無担保社債	2028 年 3 月 24 日
合計	—	—	470	290 (240)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」の欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
240	50	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期末首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	12,968	9,323	2.35	—
1年以内に返済予定 の長期借入金	7,379	4,128	2.33	—
1年以内に返済予定 のリース債務	23	8	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く。)	9,539	8,587	2.46	2027年4月 ～2039年9月
リース債務 (1年以内に返済予 定のものを除く。)	8	—	—	—
合計	29,919	22,047	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5,716	759	489	386

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL： https://www.aidagroup.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月26日

株式会社アイダ設計

取締役会 御中

和泉監査法人
東京都新宿区
代表社員 公認会計士 加藤 雅之
業務執行社員
代表社員 公認会計士 飯田 博士
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 植田 幹郎

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイダ設計の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイダ設計及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な

相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の

結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。